



2022年6月13日

各 位

 上場会社名
 東 洋 建 設 株 式 会 社

 代表 財 統 役 社 長 武 澤 恭 司 (コード番号 1890 東証プライム)

 問合せ先責任者 常務執行役員経営管理本部総務部長 佐藤 護 T E L 03-6361-5450

## 合同会社 Vpg 及び株式会社 KITE からの書簡の受領 及び当該書簡に対する当社からの回答の送付について

当社は、2022年6月11日、ダブリューケイ・ワン・リミテッド(WK 1 Limited)並びにその共同保有者であるダブリューケイ・ツー・リミテッド(WK 2 Limited)及びダブリューケイ・スリー・リミテッド(WK 3 Limited)の実質的な出資者であり、山内万丈氏を代表理事とする Yamauchi-No.10 Family Office(以下「YFO」といいます。)の日本国内の事業会社である合同会社 Vpg 及び株式会社 KITE(以下、合同会社 Vpg 及び株式会社 KITEを「Vpg ら」と総称します。)から、別紙1のとおり、「情報提供に関する誓約及び買収防衛策(注)に関するご質問事項」と題する書簡(以下「6月11日付け質問書」といいます。)を受領し、本日、別紙2のとおり、「『情報提供に関する誓約及び買収防衛策(注)に関するご質問事項』に対する回答について」と題する書簡(以下「6月13日付け回答書」といいます。)を Vpg らに対して送付しておりますので、お知らせいたします。

なお、Vpg らは 6 月 11 日付け質問書において、Vpg らが提案している当社普通株式の公開買付けを当社が検討する上で必要な情報を当社に提供する旨の誓約や本対応方針に関する質問をしております。当社は、6 月 13 日付け回答書をもって、これらに回答するとともに、Vpg らに対して、まずは、当社取締役会が 2022 年 5 月 24 日に導入を決定した「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド(WK 1 Limited)らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社株式の大規模買付行為等への対応方針(Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策)」(以下「本対応方針」といいます。)に則った対応(本対応方針所定の書面の提出及び情報提供)をしていただくよう、改めて、要請しております。

6月11日付け質問書及び6月13日付け回答書の内容の詳細は、別紙1及び別紙2をご参照ください。

当社は、本対応方針に則り、引き続き、YFOや Vpg らとの協議につき真摯に対応してまいる所存です。

別紙 1: Vpg らから当社への 2022 年 6 月 11 日付け「情報提供に関する誓約及び買収防衛 策(注)に関するご質問事項」と題する書簡

別紙 2: 当社から Vpg らへの「『情報提供に関する誓約及び買収防衛策(注)に関するご質問事項』に対する回答について」と題する書簡

以 上

2022年6月11日

東洋建設株式会社

武澤 恭司 様 代表取締役社長 取締役 川述 正和 様 藪下 貴弘 様 代表取締役 平田 浩美 様 取締役 取締役 大林 東壽 様 取締役及び特別委員会委員 福田 善夫 様 取締役及び特別委員会委員 吉田 豊 様 特別委員会委員 西本 強 様

東京都港区六本木六丁目2番35号4階

合同会社 Vpg

代表社員 山内 万丈

東京都港区六本木六丁目2番35号4路株式会社KITE

代表取締役 山内 万丈

## 情報提供に関する誓約及び買収防衛策(注)に関するご質問事項

拝啓

貴社、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

合同会社 Vpg(以下「当社(Vpg)」といいます。)及び株式会社 KITE(以下、当社(Vpg)と総称して「当社ら」といいます。)は、東洋建設株式会社(以下「貴社」といいます。)に関する以下の事項について、ご連絡及びご質問をいたします。

- ① 貴社が 2022 年 6 月 9 日に公表された「合同会社 Vpg、株式会社 KITE、ダブリューケイ・ワン・リミテッド、ダブリューケイ・ツー・リミテッド及びダブリューケイ・スリー・リミテッドからの書簡の受領について」と題するプレスリリース(以下「6月9日付プレスリリース」といいます。)
- ② 買収防衛策
  - (注) 貴社が 2022 年 5 月 24 日に公表された「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド (WK 1 Limited) らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針 (Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策)」を指します。以下同じです。

## 1. 当社からの情報提供の誓約について

当社らは、6月9日付プレスリリースを拝見し、貴社において当社らからの情報提供について、ご懸念を持たれているものと理解いたしました。この点につきまして、当社らとしては、本申込み(2022年5月18日付けの「東洋建設株式会社株式に対する1株当たり1,000円での公

開買付けによる東洋建設株式会社株式の全株式取得の申込み」にて記載された申込み(2022 年 6月8日に一部訂正済み)を指します。以下同じです。)に係る公開買付けを開始するためには、貴社取締役会からの賛同及び応募推奨を必須としておりますことから、貴社取締役会からの賛同及び応募推奨をいただくために、情報の提供を行うことは当然のことと考えております。

当社らは、これまで、貴社のご要望に応じて、2022 年 5 月 17 日付け「東洋建設の経営方針・企業価値向上策(案)」をはじめ、都度、情報をご提供してきたとの認識ですが、貴社において、当社らによる本申込みをご検討される上で追加的な情報提供が必要ということであれば、積極的にこれに応じさせていただくことを誓約いたします。

なお、貴社の買収防衛策の「III 本対応方針の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)」の「3. 大規模買付行為等がなされた場合における手続」の「(2) 大規模買付者に対する情報提供要求」に記載の各事項については、例えば、弁護士による意見書といった、一般的に買収提案の際に求められる情報として特異な項目が含まれています。また、当社らが現状入手可能な情報だけではご回答ないしはご提供が不可能な項目も含まれております。当社らは、こういった当社らのみではご提供ができない情報のご提供ができないために、貴社において本申込みの検討プロセスが一切進まないという事態は、貴社の株主の皆様にとって望ましい事態とは言えないものと考えます。ご提供を拒むということではございませんが、当社らのみの努力ではご提供できないものについては、貴社から情報をご提供いただくなど、現実的にそれが可能になるように貴社にもご協力いただければと考えています。

最後に、貴社の買収防衛策に関する当社らの考えについては、2022 年 6 月 8 日に当社らが公表した資料 (「東洋建設株式会社 (証券コード:1890) の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ)に記載のとおり、本件においては、買収防衛策の導入は不要であり、貴社取締役会において廃止いただくとともに、貴社の定時株主総会に上程予定の第 5 号議案の取下げもしていただきたいと考えています。

### 2. 買収防衛策に関する質問事項について

貴社の買収防衛策・定時株主総会の招集通知を拝見し、別紙に記載の各事項について確認させていただきたく存じます。お手数ではございますが、別紙に記載の各事項についてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。なお、かかるご回答(特に、1 及び 2 に対するご回答)につきましては、貴社の株主の皆様にとって重要な情報になろうかと存じますので、貴社におかれまして、TDnet での開示を要望いたします。また、貴社の定時株主総会の開催日も迫っておりますので、速やかにご回答をいただきましたら大変幸いに存じます。

本書又は本申込みについて不明点等ございましたら、遠慮なく YFO 最高投資責任者村上 皓亮 (email アドレス: hirowaka.murakami@y-n10.com) までご連絡下さい。

敬具

### 1 買収防衛策導入までの経緯について

① 2022年6月8日のYFO(Yamauchi-No.10 Family Office を指します。)と貴社とのミーティングにて、当社らからの買収提案について(ア)貴社の取締役会や特別委員会において、正式に検討が開始されたのかどうか、(イ)特別委員会に対する諮問事項として当社らからの買収提案に関する事項も追加されたのかどうかについて、ご質問を差し上げましたところ、貴社の取締役会においては同買収提案についての情報共有はなされているが、特別委員会に対する諮問事項には追加されていないとのご回答をいただいたものと理解しております。当社らからの買収提案は、2022年4月22日に貴社に対して差し上げておりますが、1か月半以上の期間が経過している現時点でも、貴社取締役会及び特別委員会において、なぜ、正式な検討が始まっていないのかについての理由をご教示いただけますでしょうか。

なお、上記のご質問に際しては、以下の点も考慮いただきました上で、ご回答をお願いたします。

- (ア) 貴社取締役会や特別委員会において正式な対抗提案として検討を開始していただきたいことは、これまでの当社らの書簡やミーティングにて何度もお伝えしていること
- (イ) 2022 年 5 月 17 日に「東洋建設の経営方針・企業価値向上策(案)」について貴社 にご案内をしていること
- (ウ) 5月18日に法的拘束力のある買収提案書(本申込み)を提出していること
- (エ) 5月20日や24日などに貴社の取締役会は開催されていること
- 2 5月24日に貴社にて買収防衛策を導入されるよりも前に、当社らは、5月19日の貴社 との面談や、当社らの書簡(5月22日付書簡)において、当社らの買収提案の検討期 間を貴社において確保することができるように、スタンドスティル(株式の取得禁止 期間)について応諾することを明示しており、当社らと貴社は、スタンドスティル (株式の取得禁止期間) の具体的な期間について交渉の上、合意することを確認し、 遅くとも5月22日以降においては、契約書の文言の交渉を開始しておりました。その ような中、貴社は、スタンドスティル(株式の取得禁止期間)の具体的な期間につい ての交渉を一方的に中断し、買収防衛策の導入に踏み切られました。貴社は、当社ら が 5 月 22 日にご案内したスタンドスティル(株式の取得禁止期間)の具体的な期間が 短いと指摘しておられますが、かかる期間については交渉により合意をすることを事 前に両社において確認しておりました。また、貴社より買収防衛策が公表される前で ある5月24日14時37分の貴社代表取締役薮下様、常務執行役員佐藤様及び執行役員 時田様を送信の宛先とし、貴社取締役会及び特別委員会の皆様へのご共有を依頼した メールにおいて、当社らは、(ア) スタンドスティル期間について、貴社から、当方 の提案をご検討いただくために必要な合理的な期間をご教示いただければ、それを踏 まえて当然に改めて検討をさせていただくこと、及び(イ)スタンドスティルの期間 中で、なんらかの事情により検討期間が十分でなくなった際は、適宜再度期間の延長 を含め、再度話し合いで決めたいと考えていることをお伝えしております。それにも かかわらず、当社らから5月22日に提案させていただいた条件について、貴社が直ち に交渉不可能なものであると考えられたことは不合理ではないかとも思料しておりま す。つきましては、貴社が、スタンドスティル(株式の取得禁止期間)の具体的な期

間についての交渉を一方的に破棄され、買収防衛策の導入に踏み切られた理由をご教示いただけますでしょうか。

- ③ 上記の2022年6月8日の貴社とのミーティングにおいては、貴社から、当社らと秘密保持契約を締結することは考えられていないこと、及び、買収防衛策において貴社が情報提供を求められている項目については秘密保持契約の締結なしに回答することが可能であると考えられている旨のご発言がなされました。もっとも、当社らがかねてよりお伝えしておりますとおり、貴社から情報提供を求められている事項の中には、当社らが現状入手可能な情報だけではご回答ないしはご提供が不可能な項目も含まれております。また、インフロニア公開買付け時にインフロニアに提供された情報について、対抗提案を行っている当社らに提供されないことは不公平な取扱いにもなるのではないかとも考えており、当社らとしてはかかる情報提供を受けるために秘密保持契約を締結する用意があることは従前よりお伝えしております。つきましては、このような状況にもかかわらず、貴社が、当社らとの秘密保持契約の締結を殊更に拒否する理由をご教示いただけますでしょうか。
- 2 第5号議案(買収防衛策の導入等の承認に関する議案)を取り下げない場合の理由について 貴社の第100回定時株主総会の招集通知の24頁では、貴社が買収防衛策を導入した目的と して、「市場における買増しや強圧性のあるTOBを含む大規模買付行為等の威迫のない状 況下において、Vpgらを含む大規模買付者を含む特定株主グループから十分な情報をご提供 いただき、株主の皆様及び当社取締役会が大規模買付行為等について十分に熟慮し、適切な 判断を行うための時間と情報を確保すること」とされています。

当社らは、以下の事情から、①「市場における買増しや強圧性のある TOB を含む大規模買付行為等の威迫」は消滅しており、かつ、②「Vpg らを含む大規模買付者を含む特定株主グループから十分な情報をご提供いただき、株主の皆様及び当社取締役会が大規模買付行為等について十分に熟慮し、適切な判断を行うための時間と情報を確保すること」も達成されていることから、貴社が買収防衛策を導入することで達成しようとしていた目的は、既に十二分に達成できているのではないかと考えておりますが、この点に関する貴社のお考えをご教示いただけますでしょうか。

- (ア) 当社ら並びに WK1 Limited、WK2 Limited 及び WK3 Limited が 6 月 8 日に以下の誓約をしていること
  - ✓ 当社らがご提案する公開買付けの開始の前提条件のうち、「東洋建設取締役会からの賛同・応募推奨」に関する前提条件の放棄は行わないこと
  - ✓ 買収防衛策の導入から1年間(2023年5月24日まで)のスタンドスティル(株式の取得禁止期間)を設定し、東洋建設株式の買い増しをしないこと
- (イ) 本書の本文において、当社らは、貴社取締役会から公開買付けへの賛同及び応募推奨をいただくべく、積極的に情報提供を行うことを誓約していること

#### 3 その他

当社らから、2022年6月6日にご案内しましたご質問事項(本書と一緒に再度、ご案内いたします。)の検討状況及びご回答の時期をご教示ください。いずれの事項も、当社らにとって重要な事項となりますことから、何卒ご検討いただけますと幸いです。

以上

2022年6月13日

東京都港区六本木六丁目 2 番 35 号 4 階合同会社 Vpg 代表社員 山内 万丈 様

東京都港区六本木六丁目 2 番 35 号 4 階 株式会社 KITE 代表取締役 山内 万丈 様

> 東洋建設株式会社 代表取締役 専務執行役員 経営管理本部長兼サステナビリティ担当 藪下 貴弘

# 「情報提供に関する誓約及び買収防衛策(注)に関するご質問事項」 に対する回答について

拝啓 時下益々ご清祥のことと存じます。

貴社らからの 2022 年 6 月 11 日付け「情報提供に関する誓約及び買収防衛策(注)に関するご質問事項」と題する書簡(以下「6 月 11 日付け質問書」といいます。)に関して、以下のとおりご連絡いたします。

当社は、2022年6月8日のYamauchi-No. 10 Family Office (以下「YFO」といいます。)との間の面談を含め、これまで貴社らにお伝えしているところですが、改めて、貴社らに対して、当社取締役会が同年5月24日に導入を決定した「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド (WK 1 Limited) らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社株式の大規模買付行為等への対応方針 (Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策)」(以下「本対応方針」といいます。)に則った対応をしていただきますよう、本書簡をもって要請いたします。具体的には、まずは、本対応方針所定の意向表明書を当社社長宛てにご提出の上(本対応方針22頁)、その後、本対応方針に従い、本対応方針所定の濫用的買収者に該当しないことを誓約する書面及び本対応方針所定の情報提供を当社取締役会に行っていただきますよう、お願いいたします(本対応方針23頁〜26頁)。なお、本対応方針は、株主の皆様及び当社取締役会が大規模買付行為等について十分に熟慮し、適切な判断を行うための時間と情報を確保すること

を目的とした方針である点は重ねて申し添えさせていただきます。仮に、貴社らから当社 宛てにご提出済の書面のうち、本対応方針所定の意向表明書として取り扱ってよい書面が ある場合には、当該書面を特定いただけますよう、お願いいたします。

また、貴社らが 6 月 11 日付け質問書に記載されている事項について、以下のとおり要請・ご回答いたします。

#### 1. 貴社らからの情報提供の誓約について

貴社らは、6月11日付け質問書において、貴社らが提案している当社普通株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を当社が検討する上で必要な情報を当社に提供する旨の誓約をされているものと理解しております。もっとも、貴社らが真に上記誓約を遵守されるのであれば、本対応方針に則って所定の情報を当社に提供することを拒まれる合理的な理由はないはずです。また、情報提供は単なる誓約では意味がなく、実際に、株主の皆様及び当社取締役会が大規模買付行為等について十分に熟慮し、適切な判断を行うために十分な情報を提供していただく必要がありますので、情報提供の誓約をしたことは本対応方針の必要性・合理性を減殺するものではありません。したがいまして、貴社らにおかれましては、上記のとおり、本対応方針に則り、本対応方針所定の書面の提出及び情報提供を行っていただきますよう、お願いいたします。

また、貴社らは、6月11日付け質問書において、貴社らが現状入手可能な情報又は 貴社らのみの努力だけでは、回答又は提供が不可能な項目がある旨主張されておりま すが、当社としては、そのような項目はないものと理解しております。もし万が一そ のような項目がある場合には、貴社らが本対応方針所定の情報提供を行っていただく に際して、当社からの情報提供に応じてアップデートがあり得る等の留保を付した上 で情報提供を行っていただくことになるものと考えております。このように、貴社ら が主張されている点は、貴社らが本対応方針所定の情報提供を行うことができない理 由にはならないと考えておりますので、本対応方針に則り、情報提供を行っていただ きますよう、お願いいたします。

#### 2. 貴社らからの6月11日付け質問書における質問事項について

貴社らは当社に対して、6月11日付け質問書において質問をされておりますが、当 社としては、貴社らには、上記のとおり、本対応方針に則った対応をしていただき、 その枠組みの中で必要なやりとりをすることを想定しております。もっとも、貴社ら からのご質問には株主・投資家の皆様の誤解を招きかねない点も含まれていることか ら、以下のとおり、要点に絞ってご回答いたします。

#### (1) 本公開買付けの提案に関する検討について(質問事項1①)

本公開買付けの提案については、当社取締役会及び特別委員会に対して、貴社らから受領した各書簡及び貴社らとの各面談の内容を随時共有し、既に双方において検討をしております。もっとも、当社取締役及び特別委員会において本公開買付けの提案を検討するために必要な情報の大部分が得られていないため、このような状況下では本格的な検討を行うことは困難であると考えております。

また、本対応方針の効力が生じている現状においては、当社取締役会及び特別委員会においても、本対応方針に則って、検討、審議その他の対応を行う必要があることをご理解ください。

#### (2) 本対応方針の導入の経緯及び理由について (質問事項1②)

本対応方針の導入の経緯及び理由については、2022年5月24日付けの当社のプレ スリリースに詳細を記載しておりますので、そちらをご参照いただければと存じま す。同プレスリリースにも記載しておりますが、当社としては、貴社らの2022年5月 22 日付けの書簡は、貴社らが(i)2022 年 6 月末日までを超えて当社株式の追加取得を 行わない旨を合意することは困難であると考えていること、並びに、(ii)本公開買付 け申込み(貴社らによる、当社取締役会による賛同及び応募推奨を前提条件として 2022 年 6 月下旬を目途に、本公開買付けの提案と同様の条件による当社株式の公開買 付けを行うことについての申込みをいいます。以下同じです。)において、その前提 条件(当社取締役会による賛同及び応募推奨)を貴社らが任意に放棄することが可能 とされていることは、当社「との協議の結果、本公開買付けの実施に向けて何らか柔 軟な対応が必要となった場合に備えて定めている」等といった内容を含むものであ り、同時に当社に送付された当社株式の追加所得を行わない期間(いわゆるスタンド スティル期間)を2022年6月末日まで(但し、当社及び貴社らが「合意した」場合に は10営業日延長される。)と記載した秘密保持契約書のドラフトと合わせ考えれば、 友好的な協議を謳う表面的な言辞とは裏腹に、本公開買付けや更なる市場買増しをい つでも実施することができるとの威迫の下に、当社取締役会に対して、2022年6月末 までの間に本公開買付け申込みを受け入れるか否かを一方的に迫るという強圧的なも のであると受け止めざるを得ませんでした。

なお、貴社らは、2022 年 5 月 24 日 14 時 37 分の当社取締役ら宛てのメールにおいて、スタンドスティル期間について改めて検討する余地があること等を連絡したことをもって、当社が本対応方針を導入したことが不合理であるとも主張されております。しかしながら、当社が同日午前に開催した取締役会において本対応方針の導入に

ついて決議した時点で、本対応方針は既に効力を生じており、また、貴社らがこの点につき態度を変遷させてきていることにも鑑みると、その後に送信された貴社らの (正規の書簡の形式でもない)上記メールは、当社が本対応方針を導入したことの必要性・合理性を減殺するものではありません。

## (3) 秘密保持契約の締結について(質問事項1③)

貴社らが要求する秘密保持契約の締結については、上記 1. でも記載したとおり、貴社らが主張するような、当社からの情報提供がないと貴社らによる回答又は提供が不可能な項目はないものと理解しておりますので、当社としては、秘密保持契約を締結する必要はないものと考えております。上記 1. でも記載したとおり、もし万が一そのような情報がある場合には、貴社らが本対応方針所定の情報提供を行っていただくに際して、当社からの情報提供に応じてアップデートがあり得る等の留保を付した上で、情報提供を行っていただくことになるものと考えております。

また、(i)貴社らは、5月18日付けの当社宛ての書簡における本公開買付け申込み(1株当たり1,000円)に、「当社らによる対象者の事業に関するデューデリジェンスの実施は前提条件としておりません」と記載して(4頁)、貴社らによる当社の事業に関するデューデリジェンスの実施を公開買付け開始の前提条件としていないことを明示していたこと、並びに、(ii)YFOの最高投資責任者である村上皓亮氏が、Aslead Capital Pte. Ltd.及び株式会社プリズム・アドバイザリーの担当者として当社から受領した当社に関する様々な秘密情報を現在も熟知されているはずであることから、当社としては、貴社らと秘密保持契約を締結して当社が情報を提供する義務を負わなければならない理由はないと考えております。

#### (4) 当社第100回定時株主総会の第5号議案の取り下げについて(質問事項2)

本対応方針は、株主の皆様及び当社取締役会が大規模買付行為等について十分に熟慮し、適切な判断を行うための時間と情報を確保することを目的としたものです。
(i)貴社らは、本対応方針所定の情報を提供されておらず、かつ、本対応方針に則って情報を提供されることについては依然として誓約されていないこと、(ii)貴社らが誓約に違反した場合にどのような不利益を被るのか(当社がどのような法的請求を行うことができるのか)が明確ではなく、貴社らが誓約を遵守する確証がないことからすると、株主の皆様及び当社取締役会が十分な時間と情報を確保できるかは引き続き不明であり、現状においても、本対応方針の必要性があるものと考えております。

また、本対応方針導入後の事情である 2022 年 6 月 8 日付けの貴社ら並びに WK1 Limited、WK2 Limited 及び WK3 Limited の書簡・誓約書におけるスタンドスティルの 誓約は、本対応方針の導入時点における懸念を払拭させる事実とはなり得ず、むし

ろ、これらの誓約は本対応方針の導入が契機となったものであり、本対応方針が「YFO との対等な交渉力確保目的スキーム」として有効に機能していることを端的に示すものであって、その必要性・合理性に変更はないものと考えております。

そのため、株主の皆様に対して十分な情報を提供し、熟慮に基づき本公開買付けを含む大規模買付行為等の是非をご判断いただくことができる環境を確保するという観点からも、このような状況の下では、当社第 100 回定時株主総会の第 5 号議案を取り下げることは考えておりません。

## (5) YFO からの6月6日付け書簡における質問事項について(質問事項3)

当社としては、貴社らには、本対応方針に則った対応をしていただき、その枠組みの中で必要なやりとりをすることを想定しており、また、上記 1. でも記載したとおり、当社からの情報提供がないと貴社らによる回答又は提供が不可能な項目はないものと理解しております。そのため、本対応方針に則った対応とは別途に、YFOからの6月6日付け書簡における質問事項にご回答する予定はございません。

敬具